

令和元年度8月定例教育委員会会議

- 開催日時 令和元年 8月21日(水)
午前10時33分～午前11時50分
- 開催場所 鹿嶋市役所 3階 303会議室
- 出席委員 教育長 川村 等
教育長職務代理者 岡見 文彦
委員 原 キミ
委員 大槻 啓子
委員 大崎 千帆
- 欠席委員 委員 信樂 哲
- 事務局出席者 教育委員会事務局部長 佐藤由起子
教育委員会事務局次長 大須賀規幸
教育委員会事務局次長兼国体推進担当参事 宮崎 正明
総務就学課長 鈴木 欽章
幼児教育課長 堤 芳隆
教育センター所長 小室 富保
教育指導担当参事兼課長 石津 光彦
教育施設課 新井 敏
社会教育課長 東峰由美子
スポーツ推進課副参事 村山 久江
国体推進室長 山口 和範
中央図書館長 飯塚 貴子
中央公民館長 増田由紀子
学校給食センター所長 野口 浩二
総務就学課副参事 久保美由紀
総務就学課主幹 石毛 千遥
総務就学課主事 横田 友人

○ 議 事

1 議 案

公 開 議案第27号 鹿嶋市学校防災推進委員会委員の委嘱または任命
について (総務就学課)

2 協議・報告事項

公 開 令和元年第3回鹿嶋市議会定例会提出議案について

- ①令和元年度鹿嶋市一般会計補正予算(第2号)のうち教育委員会関係予算
- ②鹿嶋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ③鹿嶋勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ④鹿嶋市運動施設条例の一部を改正する条例
- ⑤鹿嶋市立小学校及び中学校のスポーツ施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
- ⑥鹿嶋市まちづくり市民センター及び地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦鹿嶋市立公民館の設置, 管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧損害賠償の額を定め, 和解することについて
- ⑨平成30年度鹿嶋市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会関係予算について

公 開 非常勤職員(公民館主事)の人事について

3 その他

・鹿嶋市教育委員会関係日程

○ 会議録

1 開 会

教育長から開会が宣言された。

2 議事録署名人の氏名

岡見 文彦委員が指名された。

3 議 案

議案第 27 号 鹿嶋市学校防災推進委員会委員の委嘱または任命について
(総務就学課) 前委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱または任命する。

【主な質疑・意見等】

(委員) 8月30日に委員の委嘱任命をするとのことだが、この委員会は年に何回開催していて、どのようなことを協議しているのか。また、この委員について、市立小・中学校、県立高校の校長先生が任命されているが、清真学園等の私立の学校が任命されていないのはなぜか。

(総務就学課) 今年度の会議は2回行う予定である。
会議の内容については、市の防災の動きや進捗などを先生方に御理解していただくという目的で会議を開催している。今年度は昨年度末に防災計画が定まったので、交通防災課の職員が防災計画を説明し、委員の皆さんに認識していただく予定である。
また、子どもたちのランドセルに、防災手帳を入れたほうがいいのかという意見もあるため委員の方からも、防災手帳の管理場所について意見をいただく。
清真学園や鹿島学園等の私立の学校については、設置要項の第3条第2項にある市内の茨城県立学校長及び鹿嶋市立学校長に該当しなかったため、委員の任命はしていなかった。
ただし、設置要綱の第3条第2項第6号に教育長が必要と認める者という規定があるので、今後協議をし、清真学園及び鹿島学園に協議の場を設けさせていただきながら情報提供していきたい。

※議案第27号については、原案どおり可決された。

4 協議・報告事項

令和元年第3回鹿嶋市議会定例会提出議案について

①令和元年度鹿嶋市一般会計補正予算（第2号）のうち教育委員会関係予算

【主な質疑・意見等】

- (委員) 防災手帳を配布する際、河川の氾濫区域である学校に対して配布するのか、あるいは市内すべての小学校に配布するのか。
- (総務就学課) 本来は、県の補助金を活用し、氾濫区域である学校のみでの配布だったが、防災手帳の作成は印刷機でも容易に作成することが可能なため、市内小学校の全児童に防災手帳を配布することとなった。
防災手帳の内容としては、最初の5～6ページは、小学校共通の項目を入れて、残りの3～4ページ分は各学校の地域の実情に合わせた項目を載せる予定である。たとえば共通の項目として地震や大雨だった場合の避難の仕方を示したり、地域の実情として、河川の氾濫区域である学校は河川が氾濫した際の避難の仕方を示し、学校が海沿いであれば、災害時に避難の仕方を載せたり各学校の実情に合わせて作成している。
- (委員) 防災手帳を配布してランドセルにしまうだけでは、災害等が実際に起きた時に子ども達を使用しない場合があるため、ポイントだけでも各学校の先生方が子ども達に教えていただければと思う。
- (委員) 文化財のかるたのことで、鹿嶋の文化財愛護かるたは非常にわかりやすい文化財の説明と絵が非常にいいものであり、鹿嶋市全体の文化財を大事にする意義のある事業だと思う。
実行委員会に支出するというところで、愛護協会等、様々な団体が実行委員会を構成すると思うが、その構成や誰が絵を描いていくか等、決まっていれば教えていただきたい。
- (社会教育課) 絵はまだ決まっておらず、これから決めていく予定。
委員については、愛護協会の方や文化財関係者の方から選ぶ。その中から鹿嶋市全体として文化財、または

郷土を愛する者ということで同じように選んでいきたいと思う。

(教育長) 仏像の発見された件について、これはいつの時代のものか。

(社会教育課) 平安末期頃だと思われる。

(教育長) この仏像は何かから指定されている仏像なのか。

(社会教育課) この仏像は発掘されたばかりでまだ指定がされていない。仏像の保存が完了してからでないとしたらどのようなものか、はっきりしないため、まずは保存をしてから、詳しく調べていくことになる。

(委員) こういう文化財の申請をするとき、時間が経ってしまったからでも大丈夫なのか。

(社会教育課) 専門家に依頼して、修復というよりは、これ以上破損が進まないようにしたり、汚れているところをきれいにする。その後に、申請する予定である。

(教育長) その仏像はいつごろ発見されたのか。

(社会教育課) 平成31年1月10日に発見した。

(教育長) 平安末期の仏像が発見されたとのことで、市民の皆さん方にも、周知をして共通認識を図るべきことなので、外に資料の提供をし、積極的な周知をお願いしたい。

- ②鹿嶋市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ③鹿嶋市勤労文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ④鹿嶋市運動施設条例の一部を改正する条例
- ⑤鹿嶋市立小学校及び中学校のスポーツ施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

⑥鹿嶋市まちづくり市民センター及び地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

⑦鹿嶋市立公民館の設置，管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

【主な質疑・意見等】

(教育長) 9月30日までに購入した施設の利用回数券は，10月1日以降でも使用できるか，また使用できたとして，新たに新規料金の差額分徴収するのか。

(次長) 9月30日までに回数券を購入された場合は，そのまま10月1日以降に使用されても問題はなく，追加徴収もしない。

(委員) 回数券は消費税が上がる前日までは，元の金額で販売をするということか。

(次長) 消費税が上がる前までなら，値上げ前の金額で購入が出来る。

(教育長) 使用料の改正については，予め税抜価格で定め，外税を足す形にしておけば，税率が変わっても条例を改正する必要はなかったのではないか。

(次長) 税率が5%から8%になったときに，内税方式の総額表示で市が統一した。

(委員) 8%になったときは，県などの条例に関係なく，鹿嶋市として内税として対応したのか。

(次長) 基本的には，価格は外税込の表示で扱うということを税務改正に伴い通達があった。

⑧損害賠償の額を定め，和解することについて

【主な質疑・意見等】

(委員) 勤労文化会館第2駐車場はどこにあるか。

(社会教育課) 勤労文化会館と保険会社が入っているテナントの間にある碎石の場所である。

(委員) この作業は外注した業者が行ったのではなく、勤労文化会館の職員が行ったのか。

(社会教育課) 市の社会教育課職員と勤労文化会館の職員で作業を行った。

(委員) この作業によって、勤労文化会館第2駐車場からホームマックの駐車場まで石が飛んでいくということなので、このことを教訓としていただき、今後、作業をする際は気を付けてもらいたい。

(委員) 被害にあったお二方に対して謝罪はされたのか。

(社会教育課) 私の方でお二方と、お話をさせていただき、謝罪をした。

⑨平成30年度鹿嶋市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会関係予算について

- ・非常勤職員（公民館主事）の人事について

5 その他

- ・鹿嶋市教育委員会関係日程

6 閉会

教育長から閉会が宣言された。